

## &lt;検討項目1 参考資料&gt;

## 「コミュニティと行政の共働のあり方」に関するこれまでの検討内容

## 1 コミュニティと行政の関係

## (1) 行政の姿勢

- 市職員は「自治協議会制度」や「コミュニティの自律経営」について、きちんと認識していないのではないか。全庁的な検証を行い、まず一人ひとりに正しい認識を持ってもらう必要がある。
- 市は、職員を対象に、自治協議会についての研修を行ってはどうか。
- 市の考えを一律に押しつけるのではなく、校区の特性や事情を考えて対応する必要がある。

## (2) コミュニティにおける認識

- 地域で自治協議会の趣旨が理解されていない。また、校区によって自治協議会の運営や活動がバラバラである。市が、区単位（または校区単位）で「自治協議会とはこういうものだ」ということを改めて説明する必要がある。
- 町内会長の認識を高めるため、啓発を行う必要がある。市が研修会を行ってはどうか。または、自治協議会が公民館に研修を委託することもできるのではないか。
- 地域によって自治協議会のあり方は違っている。それはそれでよいが、ある程度の共通認識を形成するために、互いに「自分たちはこうしているがどうだろうか」というような事柄を話し合う連絡会議などを開いてはどうか。

## 2 市からコミュニティへの提案・依頼のあり方

## (1) 市からコミュニティへの提案・依頼事項の整理

- 行政からコミュニティへの依頼事項を整理し、地域の負担軽減を図る必要がある。
- 類似事業については、整理統合を行う必要がある。
- 個別の依頼事項について、コミュニティの側から市に「こんなやり方をしてほしい」という具体的な提案をしたり、コミュニティと市の担当部署が協議の機会を持ったりするのも一つの方法だ。
- 一口に“依頼事項”といってもそれぞれ趣旨が違う。例えば、催し・研修会等への参加については、市がさせたいことというよりも、地域の人たちにとって重要なことだと思う。その他の項目（表彰候補者の推薦、実行委員会への参加等）については、コミュニティに依頼することが妥当なものもあれば、そうでないものもある。市は、それぞれの事項について考え方を整理すべきである。その上で、適切な説明を行えば、依頼すべきはしてよいのではないか。
- 行政から依頼されて行うことであっても、校区で起きていることには自治協議会が目を通すべきだ。校区の団体と市が直接話をするのではなく、自治協議会を通して連絡を取るようにすべきだし、行政からコミュニティへの委託はすべて自治協議会を通して行う程度のこと、共通認識として持っておいてよいと思う。

## (2) 市からコミュニティへの依頼事項に係る実費弁償

- 行政として実施する必要がある業務については、予算を措置し、費用弁償などを行ってはどうか。広報回覧物等配布業務など、そのようなやり方で解決した事項もある。一項目ずつ解決していけば、整理できると思う。

## 3 施策決定過程におけるコミュニティと行政の合意形成の方法

- 市の施策が、いつも、決定してから地域に下りてくる。計画段階から地域と市が協議できるシステムを考える必要がある。
- 事業の実施方法については、まず、自治協議会会長に話をすべきだ。

## 4 行政の「縦割り」解消のための方策

## (1) 各種団体

- 区レベルで組織されている「各種団体」が6つ（区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区交通安全推進協議会、区ごみ減量・リサイクル推進会議、区衛生連合会）あるが、これらの団体は今も、自治協議会と関係なく校区の各種団体に持ちかけて、いろいろな行事を行っている。このような縦割りの関係を整理する必要がある。

## (2) 市内部の連携、窓口の一本化

- コミュニティに関する窓口を地域支援課に一本化するとよい。
- 行政内部の情報共有や連携を進める必要がある。
- まず、コミュニティの中での縦割りを解消できれば、それが行政のあり方にも反映するのではないか。